道路運送法第４条許可へ移行後の「うきしろ号」の運賃について

〇現在運行している行田市乗合型AIオンデマンド交通「うきしろ号」の実証運行期間が令和８年１月５日で満了するため、本格運行へと移行します。

〇道路運送法第２１条許可から第４条許可への移行は、**新たに国土交通大臣の許可を受けることとなります。**

〇４条許可の審査項目には、運行区域や車両、運賃などの運行内容が含まれています。

〇運賃は、公聴会の開催等により住民の意見を聞いた後、運賃協議会での協議が整った場合に届け出ることとされています(道路運送法第９条第５項)。

〇そのため、４条許可移行後のうきしろ号の運賃について、改めて決定する必要があります（運賃（案）は現行の運賃と変更なし）。

〇これに伴い、本格運行を開始する令和８年１月６日以降の**運賃（案）について、市民の皆さまから意見を募集します。**

行田市乗合型ＡＩオンデマンド交通「うきしろ号」の運賃(案)

現行の運賃と変更なし

一般（下記以外の方）	600円
高齢者等※１※２ 運転免許証自主返納者	500円
障がい者等※３ 妊産婦の方※４	300円
小・中学生	300円
未就学児	無　料

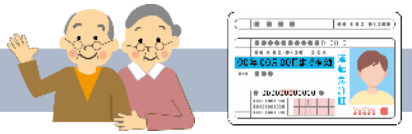

※1 高齢者は75歳以上の者
※2 付添人(１名)は高齢者と同額
※3 介助者(１名)は障がい者と同額
※4 妊娠から出産後１年未満まで